

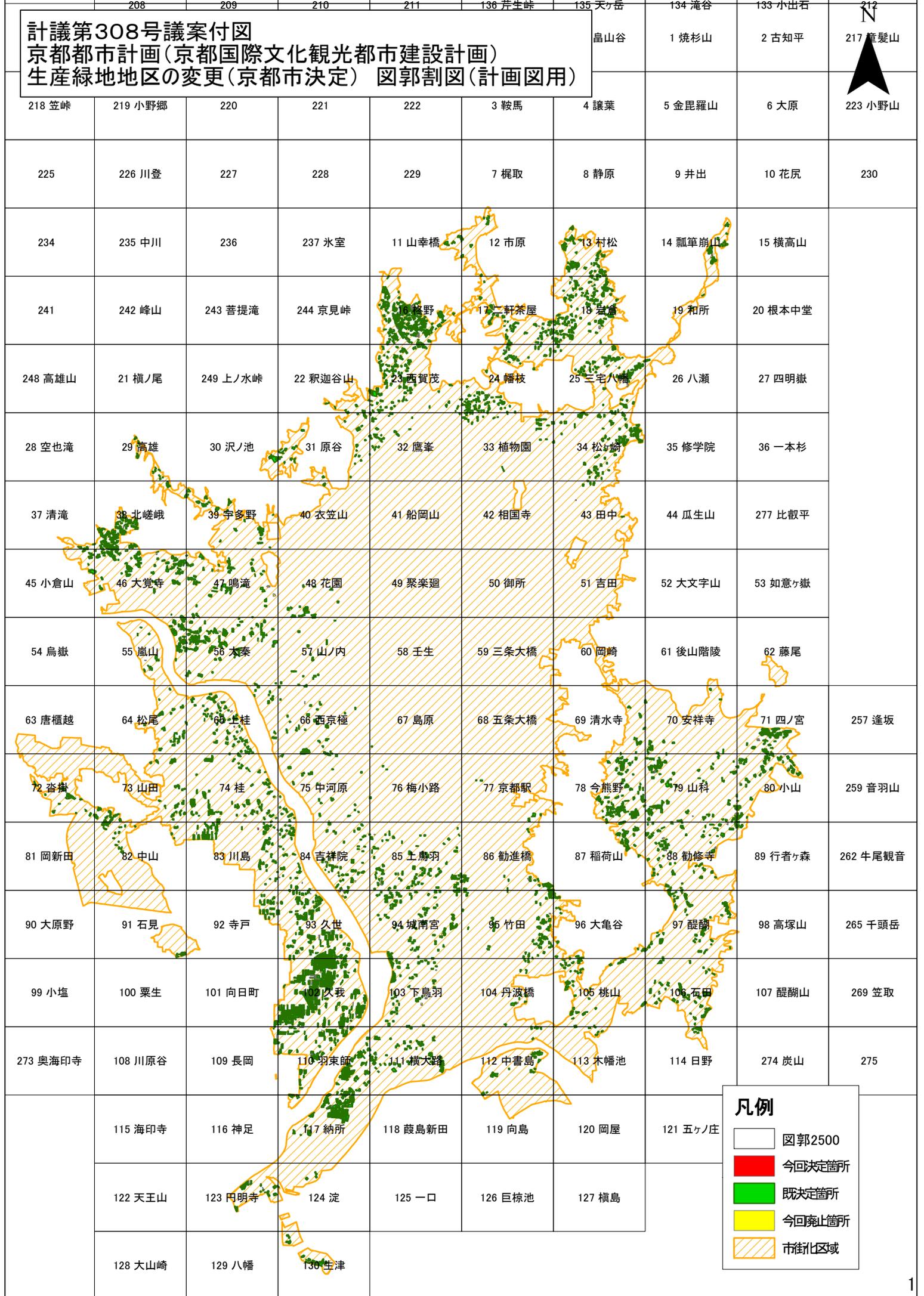
計議第 3 0 8 号議案付図

計議第 3 0 8 号議案 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
生産緑地地区の変更（京都市決定）

目次

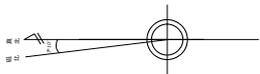
P. 1	計議第 3 0 8 号議案 図郭割図（参考）
P. 2～P. 117	計議第 3 0 8 号議案 計画図

計議第308号議案付図
 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)
 生産緑地地区の変更(京都市決定) 図郭割図(計画図用)



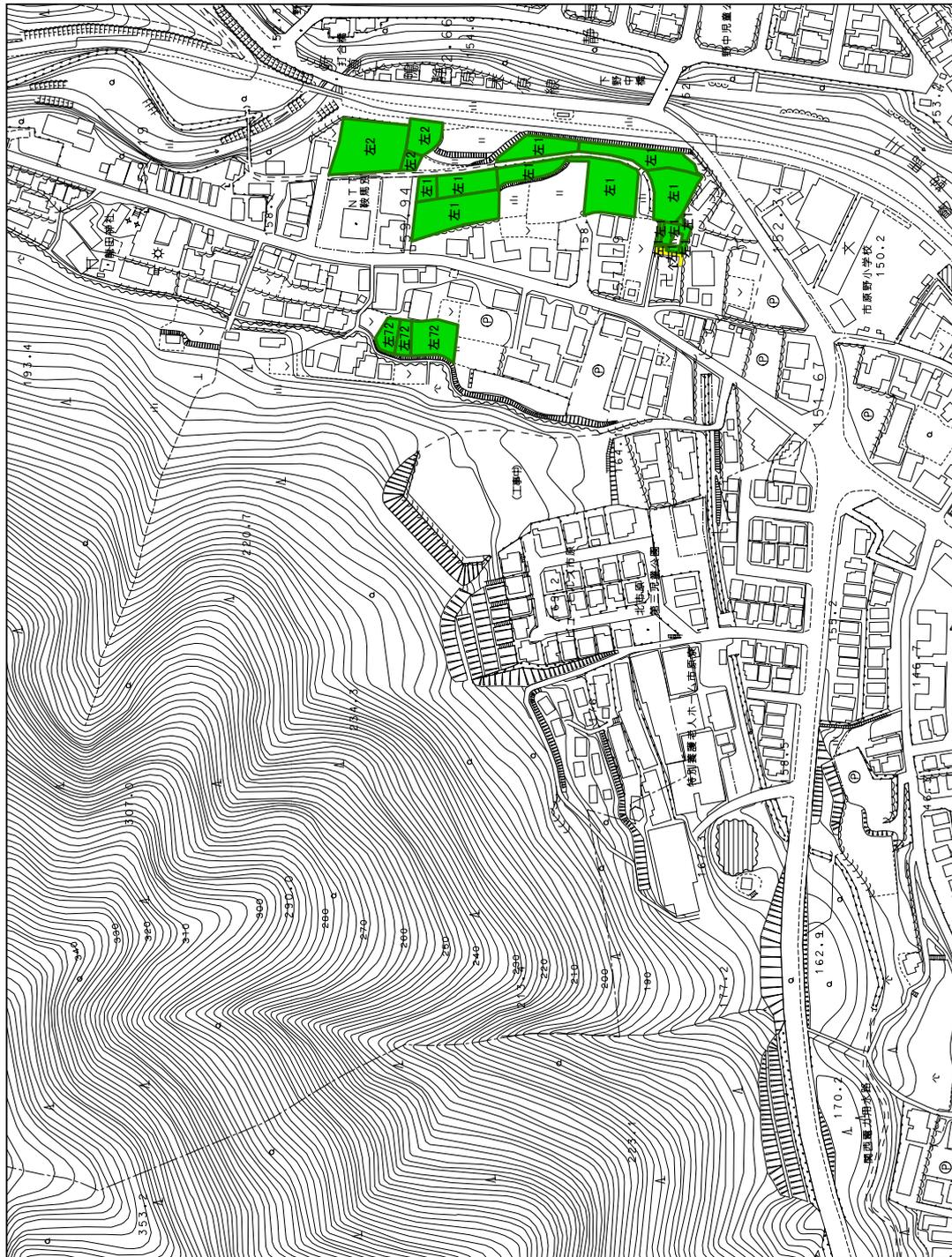
凡例

- 図郭2500
- 今回決定箇所
- 既決定箇所
- 今回廃止箇所
- 市街化区域

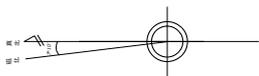


229	7	8
山手線	緑地	副都心
10	11	12
駅前	山手線	副都心
16	17	18
駅前	二軒茶屋	副都心

012-1 市原



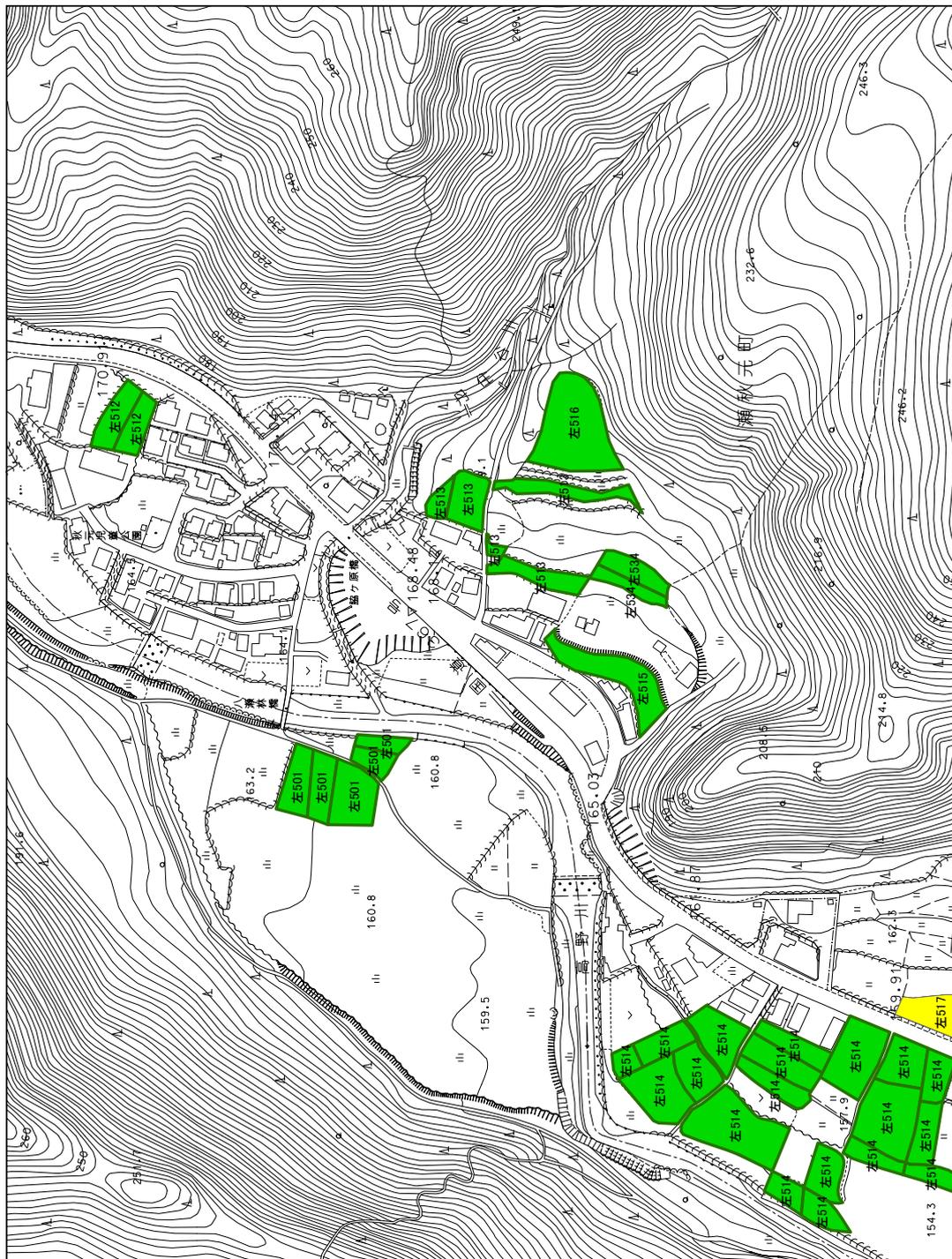
1. 本図は、京都市都市計画法に基づき、京都市市原地区の地形図を示す。地形図は、地形の起伏を示すために等高線を用いて作成された。等高線の間隔は、通常10メートルである。本図には、市原地区の主要な道路、鉄道、公園、学校などの施設も示されている。また、市原地区の土地利用計画も示されている。



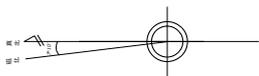
8	9	10
前原	井出	花瓜
13	14	15
杉島	藤原山	藤原山
18	19	20
原野	和所	原野中區

1	2	3
4	5	6
7	8	9

014-6 瓢箪崩山



1. 本図は、京都市都市計画法第10条第1項の規定に基づき、京都市都市計画局が作成したものである。2. 本図は、京都市都市計画法第10条第1項の規定に基づき、京都市都市計画局が作成したものである。3. 本図は、京都市都市計画法第10条第1項の規定に基づき、京都市都市計画局が作成したものである。4. 本図は、京都市都市計画法第10条第1項の規定に基づき、京都市都市計画局が作成したものである。5. 本図は、京都市都市計画法第10条第1項の規定に基づき、京都市都市計画局が作成したものである。6. 本図は、京都市都市計画法第10条第1項の規定に基づき、京都市都市計画局が作成したものである。7. 本図は、京都市都市計画法第10条第1項の規定に基づき、京都市都市計画局が作成したものである。8. 本図は、京都市都市計画法第10条第1項の規定に基づき、京都市都市計画局が作成したものである。9. 本図は、京都市都市計画法第10条第1項の規定に基づき、京都市都市計画局が作成したものである。10. 本図は、京都市都市計画法第10条第1項の規定に基づき、京都市都市計画局が作成したものである。

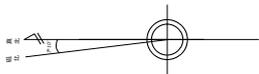


237	11	12	1	2	3
水室	山崎地	町原			
244	16	17	4	5	6
新野井	松野	二軒高			
22	23	24	7	8	9
新野野山	即置堂	備後			

016-4 柘野

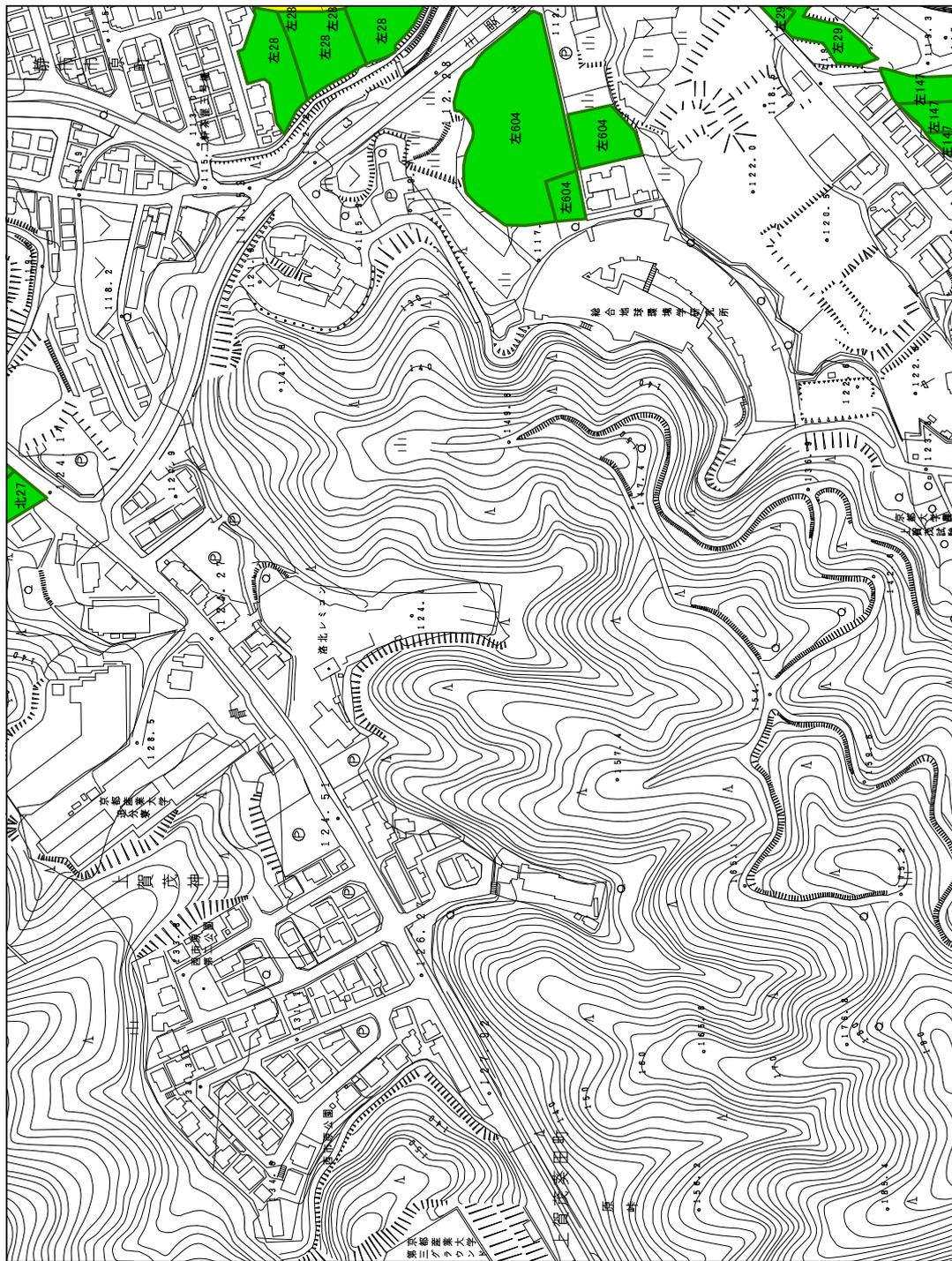


1. 本図は、京都市都市計画法第10条第1項の規定に基づき、京都市都市計画局が作成したものである。2. 本図は、京都市都市計画法第10条第1項の規定に基づき、京都市都市計画局が作成したものである。3. 本図は、京都市都市計画法第10条第1項の規定に基づき、京都市都市計画局が作成したものである。4. 本図は、京都市都市計画法第10条第1項の規定に基づき、京都市都市計画局が作成したものである。5. 本図は、京都市都市計画法第10条第1項の規定に基づき、京都市都市計画局が作成したものである。6. 本図は、京都市都市計画法第10条第1項の規定に基づき、京都市都市計画局が作成したものである。7. 本図は、京都市都市計画法第10条第1項の規定に基づき、京都市都市計画局が作成したものである。8. 本図は、京都市都市計画法第10条第1項の規定に基づき、京都市都市計画局が作成したものである。9. 本図は、京都市都市計画法第10条第1項の規定に基づき、京都市都市計画局が作成したものである。10. 本図は、京都市都市計画法第10条第1項の規定に基づき、京都市都市計画局が作成したものである。

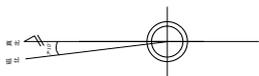


11	12	13
山形線	市原	村松
15	17	18
二軒茶屋	二軒茶屋	別荘
23	24	25
即直交	傾斜	三軒八角

017-4 二軒茶屋

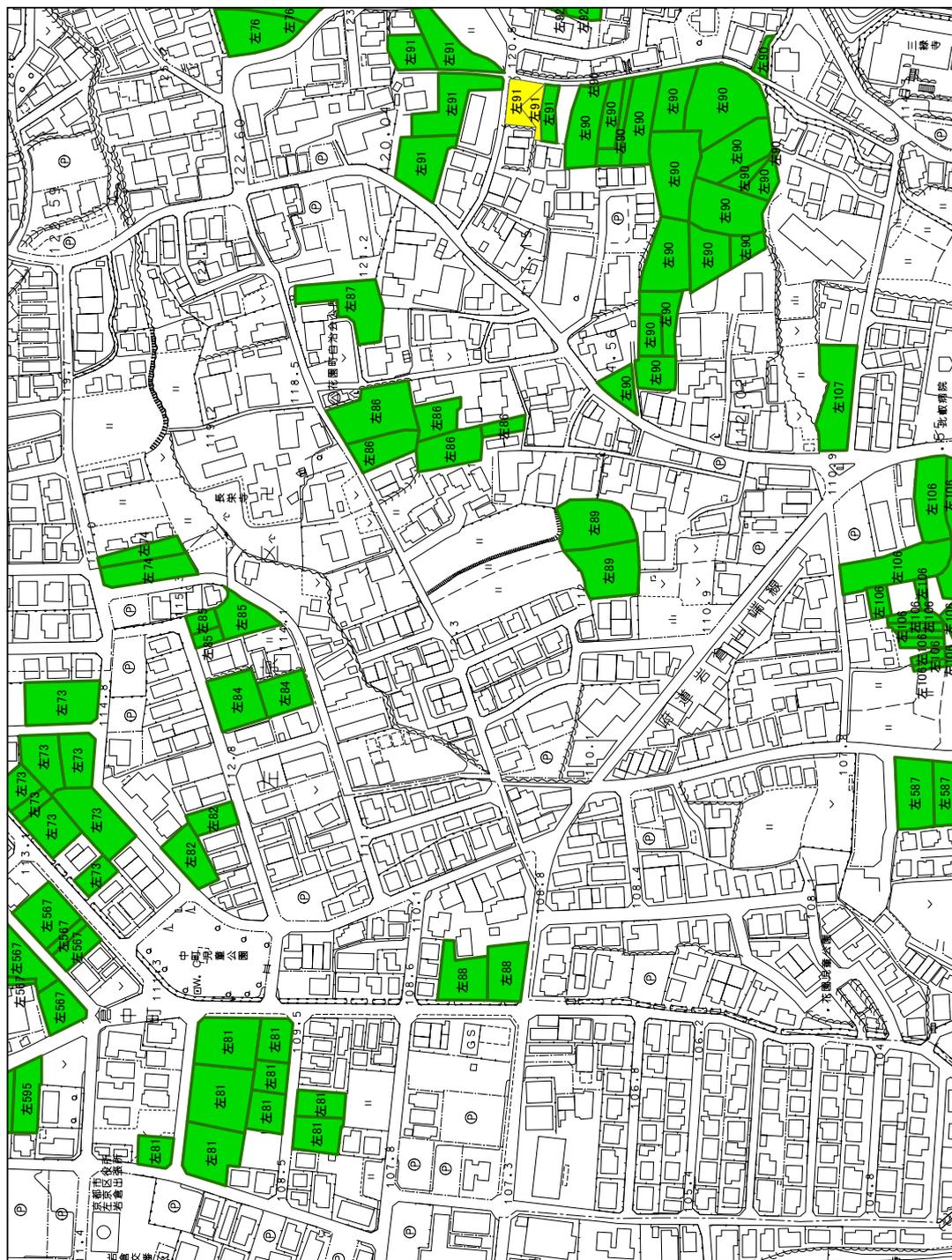


1. 本図は、京都市都市計画法に基づき、京都市の都市計画区域を定めるための図である。2. 本図の境界線は、測量上の誤差を考慮し、概算として示されている。3. 本図の境界線は、測量上の誤差を考慮し、概算として示されている。4. 本図の境界線は、測量上の誤差を考慮し、概算として示されている。5. 本図の境界線は、測量上の誤差を考慮し、概算として示されている。6. 本図の境界線は、測量上の誤差を考慮し、概算として示されている。7. 本図の境界線は、測量上の誤差を考慮し、概算として示されている。8. 本図の境界線は、測量上の誤差を考慮し、概算として示されている。9. 本図の境界線は、測量上の誤差を考慮し、概算として示されている。10. 本図の境界線は、測量上の誤差を考慮し、概算として示されている。



12	13	14						
市原	村松	龍野山	1	2	3			
17	18	19	4	5	6			
二軒茶屋	岩倉	和野				7	8	9
24	25	26						
藤林	三宅八幡	八幡						

018-5 岩倉



本図は、京都市都市計画法に基づき、京都市都市計画局が作成したものである。本図の作成にあたっては、関係機関との協議を経て作成された。本図の作成にあたっては、関係機関との協議を経て作成された。本図の作成にあたっては、関係機関との協議を経て作成された。